

小田原市自治基本条例（素案）について

自治基本条例とは

小田原では、これまで活発な地域活動と市民活動がまちづくりの一翼を担ってきました。他の自治体では苦勞していることが多い地域における自治活動に関しても、小田原では自治会の加入率が80%を超えるなど、まだまだ十分な力を持った地域の基盤があります。しかし、全国的に進む少子高齢化やライフスタイルの変化などは小田原と無縁ではありません。多様化する市民ニーズや、社会情勢の変化に伴って新しく生まれる課題などに対して、行政だけでは十分な対応が難しくなっており、これからは、市民、議会、行政など小田原市のまちづくりを担う主体が今以上に力を発揮することが望まれています。そして、そのようなまちをつくっていくための指針となるもの、それが自治基本条例です。

小田原市の自治基本条例は

この自治基本条例（素案）が出来るまでには、1年以上の月日と、延べ約1,200人の市民が関わってきました。様々な立場の方々のご意見を聴く中で、大切なことは、「わたしたちのまち小田原が将来にわたって生き生きと暮らし続けられるまち」であること。そして、そのためには、市民一人ひとりの力が十分に発揮され、地域活動や市民活動などがさらに充実し、議会がより一層市民に身近なものになり、市民の声に基づいた行政運営が行われること等が必要だということが分かりました。

この条例（素案）では、それらのことを「自治の担い手の役割・責務」、「地域活動・市民活動」「情報共有と市政参加」などとして示しています。そして、それらを実現して、「市民が生き生きと暮らし続けることができるまち」を作っていくために最も大事なこととして、『市民力』と『協働』を基本とする『市民自治』を掲げました。

『市民力』とは、「市民の皆さんが、小田原をより良いまちにするという思いを持って自主的に考えて行動する」その力。『協働』とは、「市民、議会、行政が尊重し合い、役割や責任を分任し力を存分に出し合って協力し合うこと。」

そして、小田原のまちづくりは、市民の皆さんが持っている『市民力』を生かし、まちづくりの担い手が『協働』していくことを基本とした『市民自治』の推進を目指していくこととしています。（この条例（素案）の基となった検討委員会報告書（骨子案）は小田原市ホームページでご覧いただくことができます。）

自治基本条例（素案）にご意見を

小田原市の自治基本条例は、この条例（素案）に対してお寄せいただく皆様からのご意見をもとに更に磨きを掛けていきます。是非、ご意見をお寄せ下さい。

◇意見の提出について

この条例（素案）に綴じこんである意見書様式や小田原市ホームページからダウンロードした意見書様式に、意見・氏名・性別・年齢・住所などを記入し、郵送かファックスなどにより提出してください。（※ご意見に対して個別には回答しませんが、後日、ご意見とその対応状況について公表する予定です。）

◇意見募集の期間

平成22年10月1日（金）～15日（金）

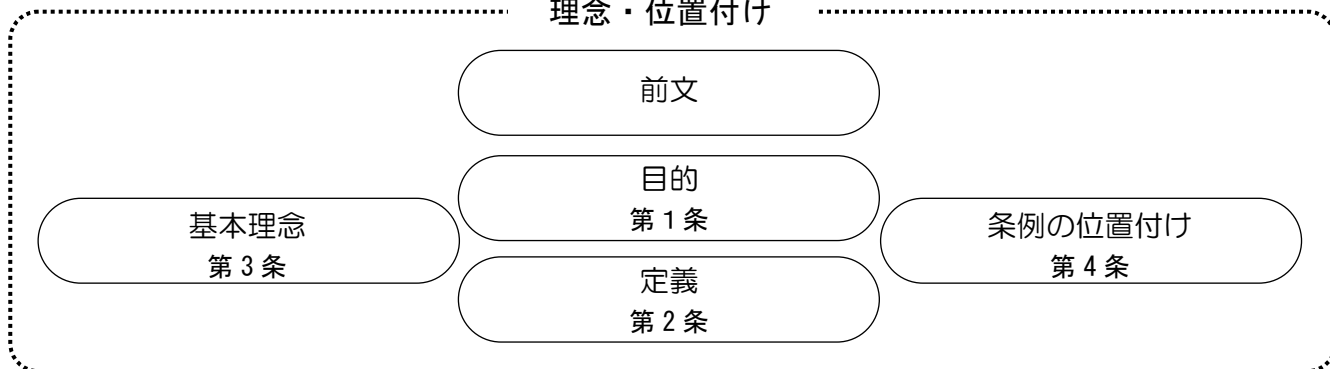
◇お問い合わせ

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

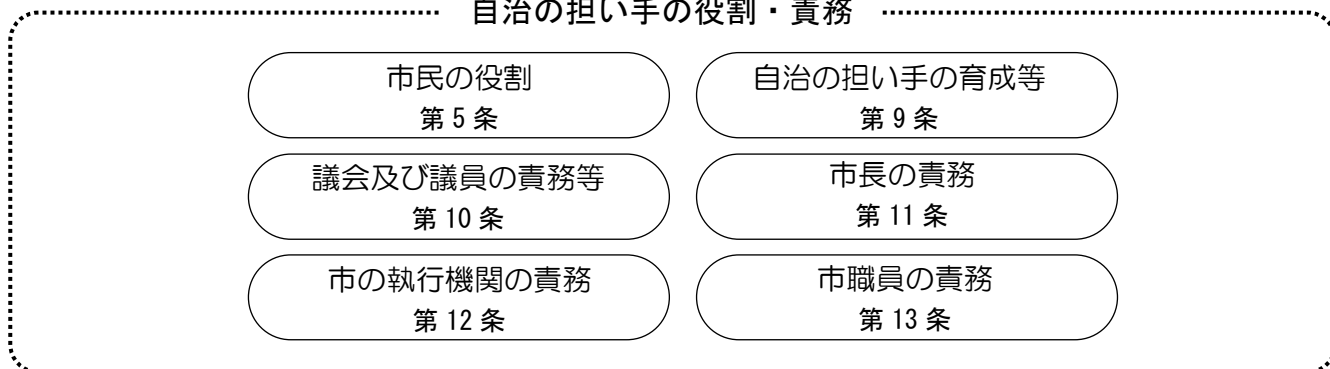
小田原市企画部行政改革推進課 電話 0465-33-1304 FAX 0465-33-1286

小田原市自治基本条例（素案）の構成

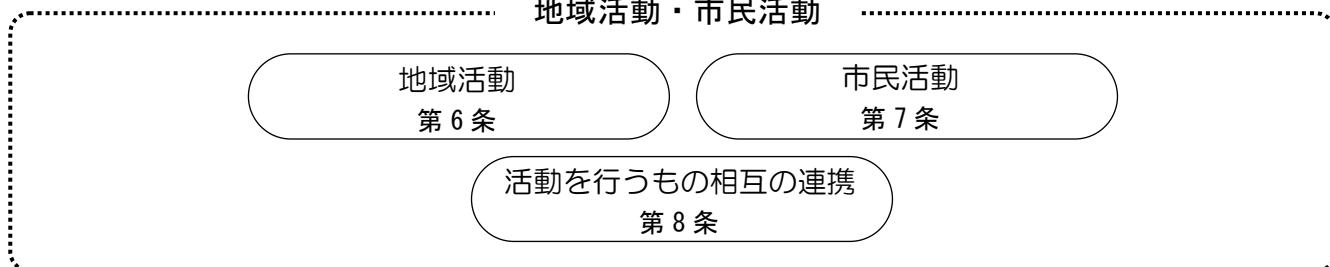
理念・位置付け



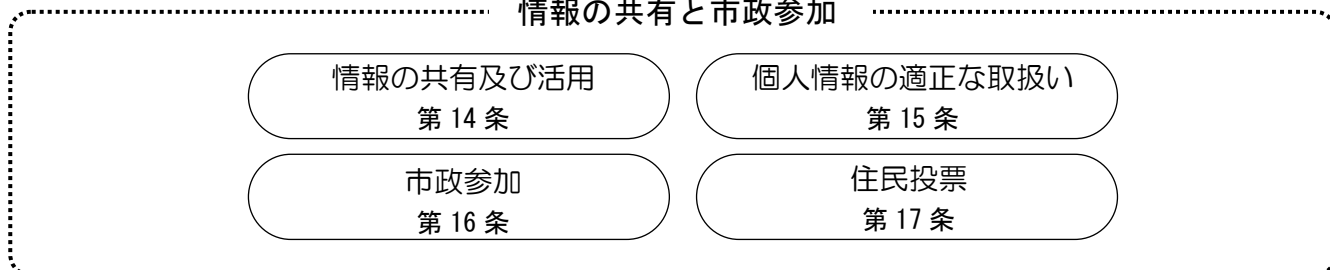
自治の担い手の役割・責務



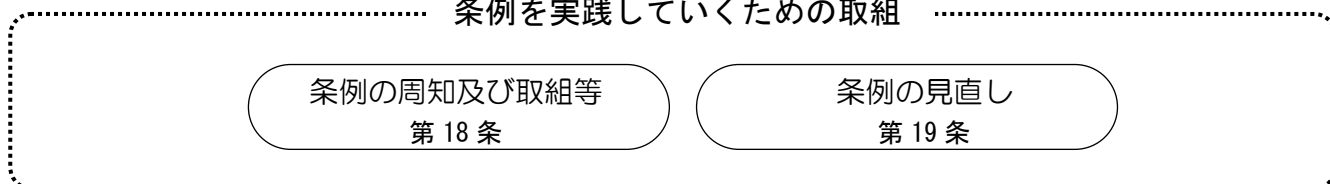
地域活動・市民活動



情報の共有と市政参加



条例を實踐していくための取組



小田原市自治基本条例（素案）

わたくしたちのまち小田原においては、自治会活動や市民活動等の自発的な活動がまちを支えるものとして一翼を担ってきた。

地域主権の時代が幕を開け、人や地域の絆を再生し、人と人が支え合う社会をつくり出すことが求められている今こそ、これまでのまちづくりの取組を生かすとともに、市民一人一人が小田原のまちをつくる担い手として自ら考え、行動することが求められている。

そして、わたくしたちは、持続可能なまちづくりのために、お互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たさなければならない。

わたくしたちはここに、小田原における自治の基本的な考え方を明らかにし、小田原をより一層生き生きと暮らし続けることができるまちとするために、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本的なあり方及び自治の担い手の役割を定めることにより、市民が生き生きと暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民力 市民が本市をより良いまちにするという思いに基づき、自ら考え、行動する力をいう。
- (4) 協働 相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、協力し合うことをいう。
- (5) 地域活動 一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動をいう。
- (6) 市民活動 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりにつながる活動をいう。

（基本理念）

第3条 市民及び市は、市民力を生かし、本市の自治の担い手が協働することを基本とした自治（以下「市民自治」という。）の推進を目指すものとする。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、本市において自治を推進するための基本的指針を示すものであり、本市における自治は、この条例を最大限に尊重して行われなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を生かすために、自らの行動に責任を持ち、それぞれの持つ力及び費やすことができる時間を使い、自発的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

2 市民は、自治の担い手として自ら解決すべき課題については、自ら解決するよう努めるものとする。

(地域活動)

第6条 市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のために、地域活動への参加を通じて市民自治の推進を図るよう努めるものとする。

2 自治会は、地域活動の主たる担い手として、当該自治会の区域で活動する市民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び市の執行機関は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体（以下「地域活動を行うもの」という。）に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

(市民活動)

第7条 市民は、より魅力的で活力のあるまちをつくるために、市民活動への参加を通じて市民自治の推進を図るよう努めるものとする。

2 市民及び市の執行機関は、市民活動の円滑化及び活性化を図るため、市民活動を行う個人及び団体（以下「市民活動を行うもの」という。）に対してその活動の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

(活動を行うもの相互の連携)

第8条 地域活動を行うもの、市民活動を行うもの及び市の執行機関は、地域活動を行うもの、市民活動を行うもの又はその両者の相互の連携及び交流を促進していくための機会の創出、人材の育成その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

(自治の担い手の育成等)

第9条 市民及び市は、地域、学校、職場等で自治の担い手を発掘し、及び育成していくための取組を行うよう努めるとともに、自治を学ぶための機会を積極的に創出

するよう努めるものとする。

- 2 市民及び市は、子どもに自治の担い手となるための学びの機会を提供するよう努めるものとする。

(議会及び議員の責務等)

第10条 議会及び議員は、議会の審議に関する情報、市政の課題等を分かりやすく市民に周知するよう努めるものとする。

- 2 議会及び議員は、市民の意見を議会の審議に生かすために、市民との交流又は対話の機会を設け、広く市民の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 市民及び市の執行機関は、議会及び議員の活動の充実のための支援及び協力を行うよう努めるものとする。

(市長の責務)

第11条 市長は、その権限を適切に行使し、長期的な視野に立ち公正に市政を先導しなければならない。

- 2 市長は、市政を先導するに当たり、市民に対して市政の課題及びその解決への道筋を分かりやすく示すよう努めるとともに、市民との交流又は対話の機会を設け、かつ、議会の理解を得るよう努めなければならない。

(市の執行機関の責務)

第12条 市の執行機関は、市民自治を推進するために、市民の立場に立ち政策を実施するとともに、市民の持つ意欲、知識等をまちづくりに生かすよう努めなければならない。

- 2 市の執行機関は、市民への説明責任を意識し、政策の立案、実施等に関する情報を市民に対して適切に提供するよう努めなければならない。
- 3 市の執行機関は、市民からの意見等に対して誠実に対応するよう努めなければならない。

(市職員の責務)

第13条 市の職員は、市民との協働を実践することにより、相互の信頼関係の構築に努めなければならない。

(情報の共有及び活用)

第14条 市民及び市は、まちづくりへの取組を効果的かつ継続的に進めていくため、まちづくりに必要な情報、知識、技能等を適宜、適切な方法により相互に提供し、共有し、及び活用するよう努めるものとする。

(個人情報)の適正な取扱い)

第15条 地域活動を行うもの及び市民活動を行うものは、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければならない。

- 2 市民及び市の執行機関は、市民が地域活動を行うもの又は市民活動を行うものに対して自己を本人とする個人に関する情報を安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする。

(市政参加)

第16条 市の執行機関は、政策の立案、実施等に係る意思決定に市民が関与すること(以下「市政参加」という。)ができる機会の拡充に努めなければならない。

- 2 市の執行機関は、事案の内容及び性質に応じた市政参加の仕組みの開発並びにより多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとする。

(住民投票)

第17条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。

- 2 住民投票を実施するときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。

(条例の周知及び取組等)

第18条 市の執行機関は、この条例の周知に努めるとともに、その趣旨を踏まえた取組を行うよう努めるものとする。

- 2 市の執行機関は、前項の規定による取組の実施状況について公表し、議会に報告するものとする。

(条例の見直し)

第19条 市は、本市の自治の発展若しくは成熟の状況又は社会情勢等を勘案し、必要に応じてこの条例の規定について市政参加の手法を用いて検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。